

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度 第 4 回東村山市公共施設再生計画基本計画検討協議会				
開催日時	平成 27 年 2 月 23 日（金）18:30～20:30				
開催場所	市民センター第 4 会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 番場清隆委員長、益田滋子副委員長、西山三朗委員、市川忠文委員、遠藤久子委員、桧森隆一委員、三上豊委員</p> <p>（東村山市） 渡部市長、小林経営政策部長、平岡経営政策部次長</p> <p>（事務局） 経営政策部施設再生推進課 笠原課長、堀口主査、寺島、岩渕</p> <p>パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>●欠席者： なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	1 名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）前回（第 3 回）公共施設再生計画基本計画検討協議会の確認</p> <p>（2）基本計画（案）について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>経営政策部施設再生推進課</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線 2251～2253）</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○ 委員長</p> <p>皆さん、こんばんは、本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまより、第 4 回公共施設再生計画基本計画検討協議会を始めさせていただきます。</p> <p>2. 議事</p> <p>○ 委員長</p>					

それでは、議事に入ります。次第 2 (1)「前回第 3 回公共施設再生計画基本計画検討協議会の確認」につきまして事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

(資料 1「第 3 回検討協議会の主な意見のまとめ」に基づき、前回検討協議会の振り返りを行った。)

○ 委員長

ただいま事務局から、前回の検討協議会の主な意見のまとめについて説明がありました。これについてご質問等ございますか。

○ 委員

(なし)

○ 委員長

それでは、次の議事の「(2) 基本計画 (案) について」事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

(資料 2「公共施設再生計画基本計画 (案)」の全体像及び、前回検討協議会のご意見を踏まえて基本計画 (案) の説明を行った。)

○ 委員長

基本計画の全体像が見えてまいりましたが、ただいまの説明に対して、基本計画全体を通して何かご質問等ありましたらお願いします。

○ 委員

資料 2 の 52 ページに新地方公会計制度について記載されていますが、新地方公会計制度によって明らかになる各施設の資産や減価償却等に関する資料は、現状ではできているのでしょうか。

○ 事務局

各施設の資産情報につきましては、ご案内のとおり公共施設白書においてとりまとめ公表しておりますが、白書に掲載している内容は、あくまでも白書作成のために行った調査をもとに集計したものになっています。今回、国から要請されている新公会計制度では、固定資産台帳という新たな台帳に基づいて、全国統一の基準でストック情報を整理することが求められています。

固定資産台帳を整備することで、統一的な基準で公共施設マネジメントに必要な情報を市民の方にお示しすることができるようになると考えられますので、今後は新たな公会計制度を活用した公共施設マネジメントが進んでいくと思われれます。

○ 委員

基本計画 (案) の巻末にある資料編の施設一覧における収入と支出は、各部署に調査した結果を集約しているということですか。

○ 事務局

その通りです。

○ 委員

この中での事業運営費は人件費が含まれていますか。

○ 事務局

含まれています。

○ 委員

実際に公共施設にかかる費用についてですが、公共施設全体でみますと収入が支出に比べて約4分の1程度であることは大体わかるのですが、歴史館などをみるとそのパーセンテージが非常に低くて収益性が全然ないようにみえます。しかし教育としては絶対に必要なものだと思いますので、魅力づけなどで集客性を上げ、市民の受益者負担についても検討する必要があるかと思います。もう少し魅力あるものをつくれれば、お金を払ってでも見てみようということが出てくるのではないのでしょうか。公共施設に関するデータというのは、このようなことを考える際の指標になると改めて感じました。

○ 委員

私は公民館利用者連絡会の代表でもあるので、33ページの生涯学習施設の公民館の内容に感じるどころがあります。視点1の二つ目の黒丸で「公民館では、学習機会の提供として行政主催によるイベントや市民講座等を実施していますが、民間のカルチャースクール等でも学習機会の提供が行われています」とありますけれども、公民館は住民の自治力が育つところなのです。そして、市の職員の皆様は十分ご承知のように、昔ですと企画委員、今は市民講座ボランティアが市民と一緒に学習課題を見定めてやっているわけです。ですから、この記述は立川や新宿に行けばカルチャースクールがあるでしょうということのように突き放しているように感じたのですが、住民が行政と一緒に東村山の住民としての学習課題を見つけて勉強していくところなので、そういう視点を持っていただきたいということです。三つ目の黒丸の「一方で、団体・サークル等が活動を行える場を提供している民間の施設は多くありません」ということは、まったくその通りなので、そこを重視していただきたいと思います。

それから、視点2の「公民館の稼働率は多くの施設で50%未満となっております」というものがあります。確か以前に各公共施設の需要度や必要度みたいなものを調査されて、図書館や子育て支援の施設は需要度は多かったというようなことがあったと思います。私は合唱連盟の会長と公民館利用者連絡会の代表をしているのですが、役員会をやるとき中央公民館で随時予約をしています。もちろん、中央公民館には登録しているので前々から決まっていることは機会抽選に間に合うようにするのですが、役員会を行うときなど随時予約ではまったくとれないのです。ですから、市でいろいろ調査なさった数値通りには感じていなくて、借りられないところも多いです。

それから、視点3の三つ目の黒丸で「市民の相互交流の場としての機能や、講演やイベント等の実施サービスに着目すると、地域交流施設や集会施設、憩いの家等、市内の他の公共施設にも類似サービスがあります」となっています。当初は事業費もすごくなかったのですが、事業費をつくるためにふれあいセンターの集会施設など有料化も

討議して、やむを得ないという感じがありました。その少ない予算の中で事業をしようとすると、地域の住民の中で講師をしてもらえそうな人を探してやるのです。そうするとコミュニティ醸成にはいいことなのですが、専門家のレベルとは格段の差があります。類似サービスがあると一言で括ってますが、公民館事業とはレベルの差があると感じています。

○ 事務局

一つ目ですが、住民が行政と一緒に東村山の住民としての学習課題を見つけて勉強していく場であるということにつきましては、ご指摘の通り重要な視点であると考えます。また、三つ目の団体サークルの活動の場について、実は前回お示しした案では、「民間による提供も多くある」とまったく逆のことが書いてあったのですが、担当所管とヒアリングをしたところ、個人が何かを学びたいというときに参加する場としては民間のカルチャースクール等がある一方で、団体やサークルが自主的な活動をするための場を提供してくれる施設はあまりないので、公民館がその役割を担っている現状があるということでしたので記述を改めたところです。

施設の予約がとれないという実態があるというお話ですが、稼働率については時間帯による差などもありますので、実感と違うと感じられることがあるかとは思いますが。また、一点補足させていただきますと、平成 24 年度に行ったアンケートについては、市民の皆様に対象施設をどれぐらいの頻度で利用しているかをお尋ねする内容となっております。施設がどれくらい活用されているかということを見る際には、施設がどれだけ無駄なく稼働しているかという稼働率の視点や、広く多くの市民の方に利用していただいているかという視点の両方を見ていく必要があると考えています。

そして、コミュニティ施設の類似サービスについては、今回は交流機能として大きく括ってみていますので、ご指摘のように類似しているといってもレベルの差があるということなどもあるかもしれませんが、一つ一つのサービスに着目して検討していくこと自体は必要であると考えています。

○ 委員長

他にございますか。

○ 委員

36 ページでは地域交流施設として集会所、ふれあいセンター、青葉地域センターが載っています。二つ目の黒丸で「ふれあいセンターは指定管理制度により、地域住民によって組織された市民協議会が管理運営を担っています」と書かれていますが、ふれあいセンターそのものは、単純な貸室業務だけをやればいいのか、この施設を利用して自主事業を行うことによって地域の住民とのコミュニティ醸成をしていくのがいいのかということがあります。

ふれあいセンターは自主事業を積極的にやって、言葉は悪いですが、それによって事業費を稼ぎなさいという形になっているわけです。自主事業をすることによって地域の住民の方達が貸室だけではなくて、その地域に集まっているいろいろな情報交換をやって地域文化に貢献していきましようということです。

しかし、地域の住民がこの業務の管理運営に対してなかなか素直に受け入れてくれないということがありますので、今後のふれあいセンターのあり方として、指定管理制度で市民協議会に委託してずっとやっていくべきなのかということを考えていかななくては管理運営ができなくなっていくのではないかと思います。

○ 委員

今のご意見に関連してお伺いしますが、資料2の資料編の中で、ふれあいセンターは収入のところはゼロになっていますが、これはどういうことなのか。指定管理制度の場合は、収入はどこに行っているのですか。

○ 事務局

ふれあいセンターは指定管理制度で運営している施設ですので、収入に関しては指定管理者の収入となります。市の収入にはなりませんのでゼロになっています。

○ 委員

指定管理者に入った収入は、例えば、桜まつりや夕涼み会をやりましょうというときに事業費として使っています。

○ 委員

そうしたものにプラスして支出で維持管理費が出ているわけですね。また、委託ですから市は管理代行費も払っているわけですね。

○ 事務局

指定管理者に対しては指定管理料という形でお支払いしています。

○ 委員

そうすると、指定管理者は市から委託料をもらって、なおかつ利用者から使用料をもらってそれで運営しているということですね。

○ 事務局

その通りです。

○ 委員

指定管理者制度というのはそういうもので、実際には利用料金制度による利用料金と市からの指定管理料を足したものが指定管理者に収入になります。そこから経費が出ていくことになります。

○ 委員

地域交流施設の中には、多摩湖ふれあいセンターと秋水園ふれあいセンターの二つが含まれていますが、これらについては還元施設ということで受益者負担をとってないということがあるのです。いつまでも還元施設としてやっていると管理運営も非常に大変になり、問題も出てくると思います。

特に秋水園ふれあいセンターの場合は、武蔵野線を境にして以北に住んでいる人は無料にして、線路から向こう側にお住まいの方については有料という形で地域によって対象を区切っています。同じ秋津町に住んでいる住民が両方で、「同じところへ住んでいるのに何で俺たちは有料で片方は無料なんだ。それなら協力しないよ」となっ

てしまうことも実際に出てきています。

個人的な意見ですけれども、もう 10 年以上もやっていけば地域には十分還元していると思いますので、そういうことを段々と撤廃して、住民に応分の負担をしていただくことも一つの方法ではないかと思っています。

同じようなことが憩いの家等にもあります。憩いの家でカラオケを昼間にやっているお年寄りの何人かにお会いして聞いたら、ずっと継続した方がいいだろうというご意見でしたが、ふれあいセンターでも同じようなことをやっているの、ふれあいセンターでカラオケをしてもらうことも可能なこともあります。同じことをやっているのであれば、ある程度はそれを統合していくべきではないかと思っています。

○ 委員

魅力のある施設になれば人はお金を払ってでも使うと思います。というのは、資料 2 の 9 ページのアンケート結果を見てもコミュニティ施設の利用は、「ほとんど利用しない」が 75.4%で、要は 4 分の 3 の市民の方が使わないのです。どれぐらいの分母があるのかはわからないのですけれども、興味が無いということは魅力がないという置き換えにもなりますので、これからの公共施設はどうしても魅力ある公共施設につくり替えていかないといけないのだと思います。公共施設だから今のサービスを維持していけばいいのだという形になってしまうと、同じことの繰り返しになってしまうと思います。

○ 委員

他市の例でもあるのですが、公共サービスの利用者の支持だけで施設が存続できるということではなくて、そこを利用しないそれ以外の市民の人達が、「やっぱりあそこは必要だよな」とか、「自分は利用しないけれども、いいことをやっているよな」という話がないと、多くの市民から「そこは残したほうがいい」という話にはなっていないと思います。そのためには管理運営している側のかかなりの努力も必要になってくるし、今、おっしゃったように魅力みたいなものがないと難しいと思います。特に文化施設などにはそういうところがあります。

私からの質問ですが、市内の施設は一通り耐用年数や耐震性などの調査が終わっていると考えてよろしいですか。

○ 事務局

耐震に関しましてはすべてではありませんが、9 割以上が完了していますが、現在耐震診断をしている施設などもあります。

○ 委員

いろいろなことを判断していくときに、この施設は指定管理者制度に移行しようと思っても、地震が来たら壊れるというようなものを指定管理者にしてもしようがないわけですね。施設の建築的な部分の状態とマトリックスで判断する必要があるのではないかと思っています。それぞれの建物の状態などが一通り観察ができていない状態の中で、提供すべきサービスについても判断していくことが必要なのではないかと思っています。

それから、市には 1950 年代とかにできたもので建築的な価値のあるもの、モダニズム建築など、そういうものは何かありますか。

○ 市長

北庁舎はだいぶ古いものですが、建築的な価値があるかどうかは、建築家の方に聞かないとわかりません。

○ 委員

北庁舎は少し赤煉瓦があったりと、その時代の郊外のほうにありそうな公共施設に近い感じがしますが、それも。

○ 委員

部分的に見ると素敵などころがありますけれども、一般の方には難しいところかなと思います。

○ 委員

今、登録有形文化財は戦後すぐに建った建物にもあります。そういうものにはなりそうなどころはないですか。

○ 市長

残念ですけれどもありません。

○ 委員

そうであれば、これから新しく建てるときには今、他市の施設で例がありますが、世界的な建築家をお願いするというのも一つかもしれませんね。

○ 委員

公共施設でも本当に古くて建築の価値があるものについては、むやみに壊さずに都市の景観を構成する大事な要素としてお考えになったほうがいいのかなと思います。

もう一つは、この計画そのものは非常に良くできていると思いますし、私も大変参考になるところもあるのですが。私のように役所の文章を読んで、その意図を判断できる人間はいいのですが、そうではない大部分の方にとっては、例えば「複眼的な視点で総合的な判断をしていくこととします」とか、あるいは「周辺の施設の状況を考慮し、総合的に判断していきます」というような表現は、市民の方から見ると何を意図しているかわからないということですね。なぜこういう表現になったのか、このへんのニュアンスとかは私は理解できます。だけど、もう一度、文章表現については市民側の視点から見直して、この表現で理解できるかということを確認されたほうがいいのではないかと思います。

○ 事務局

後ほどご説明させていただきますが、このあとパブリックコメントと市民説明会を実施し、いただいたご意見の反映等をしたうえで最終的な計画として仕上げてまいります。その際には、今委員からご指摘いただいたことも含めまして、文言等をもう少しわかりやすくできないか検討して参りたいと思います。

○ 委員

36 ページの地域交流施設のところです。視点 1 の最初の黒丸で「地域交流のためのイベントや祭事等、自立した地域活動も行われていますが、更に、地域活動を活性化するためには地域と行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携することが必要です」とありますが、地域と行政がそれぞれの役割を明確にするということは、行政が財政的な援助を行い、地域は運営を行うと理解していいのでしょうか。

○ 事務局

ここでの行政の役割は一概に財政的支援という側面だけではなく、サービス主体の適正化について、今後も行政が主体となってサービス提供をしていくべきなのかを検討する視点です。この視点で考えた時には、地域交流施設の性格を踏まえると今後も市民と行政の連携が必要であると考えられますので、行政がまったく関与しない、すべてを民間事業者任せにしようということは馴染まないということを示した文言であり、役割分担の中身を具体的に明確化するために記述したものではありません。

○ 委員

他のふれあいセンターもそうですが、恩多ふれあいセンターができるときに、地域コミュニティを醸成してくださいと市からいわれていまして、そのことを大事に考えています。18 歳以上の地域住民が協議会に加盟して、市民協議会が当初は委託、今は指定管理者ということでやっていると思いますが、貸室業務だけではまったく面白くないですね。私なども地域コミュニティを醸成したいという熱意で関わっていて、引きこもっていた方達も出てきてくださって、笑顔を見るのが喜びであると感じています。貸室業務だけというのではつまらないので、従来通りの理念を大事にしてもらいたいと思います。

○ 委員

指定管理で運営している施設の場合、その施設がどういう目的のためにあるのかということを示すのは自主事業なのです。貸し館だけではいろいろな人が借りるのだから、必ずしもその施設を実現する目的にふさわしい人が借りてくれるわけではありません。そういう意味では、自主事業をやることによって施設の真意を示すことができるのです。そんなにたくさんの事業はできないかもしれませんが、それぞれの自主事業をやっていただくことを考える必要があるのではないかと思います。

もう一つは、今後、小規模な施設を指定管理にしていく場合に、市民に何か団体を組織していただいて、指定管理者としてやっていただくというのは、なかなかしんどいと思います。そんなに高くなくてもいいので、常駐できる人間の人件費ぐらいの管理料が出せばいいのですけれども、小さな集会施設の予算はもっと少ないと思います。そうすると、そこを指定管理者として受けた方々のかなりの部分がボランティアでやらざるを得ない形になります。これは持続性という観点からすると、なかなか難しいと思いますし、担い手の方がいてもボランティアですから、ボランティア精神を持った方がいれば成り立ちますけれども、いなければ成り立たないという話になります。

現実に他の自治体でも、自治会や団地の組合などの人達が指定管理者になって、ヒイヒイいっているところがたくさんあるわけです。指定管理者は年間管理費が 8 億円



になる施設もあれば年間 80 万円という施設もあるのですが、どちらでも同じ事務手続きをしないといけないわけです。8 億円ならたくさん職員を雇っているからいいですけれども、80 万円のところも同じように事業報告書も出さなければいけないし、契約書も出さなければいけないかもしれないのです。そういうこともやりつつ、人件費が出ないからボランティアで日常業務もやるとなると、なかなか成り立たないと思っています。

今後も現実として、こういう小さな施設の指定管理者が出てくると思います。そういうときは、例えば数をまとめるなど、工夫が必要になってきます。この前、ある民間の事業者と、数をまとめたら成り立つかという議論をしたことがあるのですがけれども、常駐者がいなくていいのであれば、数をまとめれば可能であるということでした。でも、貸室の受付をやるのだったら誰か常駐者がいないといけないですね。

#### ○ 委員

貸室だけであれば、先ほど委員がおっしゃったように、地域にあってもまったく意味がなくなってしまっています。自主事業でコミュニティの醸成という意味合いで、私どもは毎月 1 つのイベントをやってお客さんに集まっています。集まってくれていただくことによってそこで会話ができて、また、グループができてという醸成がされているわけです。実際に運営する側にとっては月に 1 つのイベントをするには大変な騒ぎです。だんだん高齢化してきて、病気になったり家族の問題があったりして、もうできないということがたくさん出てきています。そうなってくると残された者はどうしたらいいのだろうという部分があります。

また、職員は私どもが採用していますから給料を払っていますが、逆に管理を運営している側はまったく無償でやっている形になっていて、それでいいのだろうか思うことがあります。長年委員を務めた方が事情があつて退任する際に慰労金や記念品を差し上げたとしてもそのお金もないというのが現状です。無償の愛によるボランティアは 1 年、2 年ならいいけれども、10 数年となるともちません。NPO 法人に切り替えれば、給料も堂々と取れるではないかという議論になるのですが、我々のところは利用料が入って来ないのでそれもできません。

ふれあいセンターの 5 館をまとめて NPO をつくって管理運営するといったことや、全部を有料にしてしまうことなどを検討しないと、これから指定管理を増やそうとしてもかなり難しいと思います。

#### ○ 委員

そうですね。これは指定管理者を増やしていこうということであれば、そういう研究も必要になってくると思います。特に NPO に関していえば、例えば、子育て支援の施設を子育て支援の NPO がやるとか、男女平等参画の施設は男女共同参画を目指す NPO がやるのであれば、ある程度可能ですけれども、地縁団体が地域社会の施設を運営しようと思うと、そこに難しさが出てくると思います。計画に明記するかはともかく、これは今後の課題だと思います。

#### ○ 委員長

他にはいかがでしょうか。

○ 委員

私が見た中では非常にわかりやすく、いい計画書であると思っています。勉強になるのでゆっくり見させていただきたいと思います。資料編の一覧表のところですが、建設年度が二つ書いてあるところがあります。例えば、本庁舎が昭和 47 年から平成 5 年と記載されていますが、この二つ目は改修年度を示しているということでしょうか。

○ 事務局

一つの施設の中に、複数棟ある場合、だいたい築年度が分かれておりますので、一番古いものと最新のものの建設年度を表示しています。本庁舎の平成 5 年というのはおそらく倉庫などだと思います。

○ 委員

後でつくった部分の年度が書いてあるということですね。特に耐震改修等をした年度というわけではないのですね。

○ 事務局

そうです。特に学校などを見ていただくとわかるのですが、一つの学校に 3、4 棟ありますが、昔の木造の校舎から RC に順次建て替えていったので建設年度には幅があります。学校で建設年度が平成になっているものの多くは体育館です。

○ 委員

子どものかかわる施設、小学校などでいいますと秋津東小学校が古い年度になっているので、そのまま何もいじっていないのかなと思ったのですが、小学校は大体今は耐震改修されているのですか。

○ 事務局

校舎の耐震化はすべての学校で完了しています。

○ 委員

わかりました。あとは、児童館クラブなども第 2 回田児童クラブが昭和 41 年の建設年度になっていますが、こういうところは古いままの形で運営されているのでしょうか。

○ 事務局

第 2 回田児童クラブにつきましては、学校の校舎を利用して整備していますので、利用している学校校舎の建設年度が記載されています。

○ 委員

資料 2 の基本パターンとなる八つの手法の説明はわかりやすいのですが、27 ページの事業効率化に向けた主な取り組みの表にある説明は、馴染みのある言葉とない言葉があって少しわかりづらいと思います。

また、この表にある取り組みは、先行事例などがあるのですか。あれば教えてほしいというのが一つです。それから、先ほど耐震化が 9 割以上完了という話がありましたけれども、おそらく学校がほとんどだと思うのですが、それは面積なのか棟数なの

か教えていただければと思います。

○ 事務局

耐震化のパーセントは面積ベースの数字です。

○ 委員

多分、残りの耐震化が済んでいない施設が今回の再生計画の対象になりそうな感じがするのです。9割以上と聞くとすごいなと一般の方は思えるかもしれないけれども、そのへんはどこが耐震化できていて、どこができていないのか、お話いただければと思います。

○ 事務局

27 ページの取り組みの先進事例があるのかというご質問ですが、例えば一番上にある PFI は、民間資金によって施設整備や管理運営を行うものですが、全国的にもかなり事例が増えてきています。また、PPP は広く公民連携についての名称ですので、先ほどから出ております指定管理制度も広義ではこの中に含まれていますし、施設の管理運営を包括的に民間委託する手法などもあります。通常は施設の管理運営は施設毎にいろいろな事業者へ委託していることが多いのですが、これを一つにまとめて包括的に委託することで効率化するという事例もあります。

また、民間提案制度は地方団体が抱えている課題を広く情報提供することで、民間事業者から解決に向けた提案をいただくというもので、これもすでに他自治体で実績があります。

また、長寿命化については、通常 60 年度といわれている建物の寿命を延ばすことはできないかという考え方で、最近では文科省でも学校校舎を長寿命化する手法が検討されていて、実際に建て替えの 3 分の 2 ぐらいのコストで長寿命化ができたという事例なども出てきています。

スケルトン・インフィルは、建物の躯体の部分と、内装や設備の部分を分離して施工する方法です。建物を建てる時に躯体の部分は将来的に汎用性のあるようなシンプルなものにしておいて、中身の部分は将来ニーズに合わせて柔軟に変えることができるようにしておくという考え方です。

ESCO 事業というのは、省エネ技術の導入によって得られるコスト削減分を原資にして、市はあまり負担をせずに新たな省エネ設備を導入するという手法ですが、これも他自治体で実際に行われた事例があります。

ネーミングライツは、民間事業者等へ施設の命名権を与えてその対価を得るというのですが、近隣の自治体でも実施した事例があり、最近でも新聞報道された案件があったかと思います。

ご指摘の通り、27 ページの取り組みの説明は少し言葉が足りずわかりづらいところがありますので、今後説明を充実させたいと思います。

もう一点、耐震化に関するご質問についてですが、耐震化が済んでいない主なものとしましては、第二保育園、本庁舎、中央図書館、第五保育園、中央公民館、諏訪町にあります社会福祉センターや木造等になりますが萩山の憩いの家、萩山集会所、久米川憩いの家などがあります。

○ 委員長

よろしいですか。他にございますか。

○ 委員

先ほどの一覧表ですが、公園のトイレ等もけっこう古いところが多いですが、たまに見て歩きますと使えないトイレもあります。今のトイレの稼働状況というか使用されている状況、清掃が行き届いているかといった状況などはどのような感じになっていますか。

○ 事務局

公共施設再生計画においては、公園トイレはどこにどれぐらいの面積があるかという調査はしてまとめていますが、どれが使えてどれが使えないというところまでは把握していません。公園の担当所管では状況をしているはずですので、所管で順位付けをして修繕の予算の範囲内で適宜対応をしている状況だと思います。

○ 委員

結構古いトイレなどもあるので、そういうところも維持管理が大変なのかなと思っています。あとは、消防団詰所で五分団の詰所が平成 26 年度に建て替えをしていますよね。

○ 事務局

建て替えは終わっています。この施設一覧は公共施設白書から引用していますので、状況が変わってしまっている施設も含まれています。その点につきましては今後注釈を付けるなどの対応をしたいと思います。

○ 委員

今回の中央公民館の耐震改修によってスケルトン・インフィルになるということがあるのでしょうか。

○ 事務局

今回は耐震化工事がメインですので、これによってスケルトン・インフィルになるということはありませんが、耐震化の工法については、将来の汎用性を考慮してレイアウト上の制限が少ない柱補強工法を採用しています。

○ 委員長

他にございますか。

○ 委員

前回、市役所が持っている遊休資産はどこに何があるのか全然わかっていないし、これは公開できないのかという意見が出ていました。それを公開することによって、場合によっては売却して財源を得ることもつながるでしょうし、それを有効活用することもできるだろうということですが、実際にどこに何があるのかまったくわからないのです。これは公開することはできるのですか。

○ 事務局

現時点でも毎年、財政白書や財務書類において、売却可能資産という項目を設けて、

数字について公表しておりますが、具体的にどこが売却可能資産かということまでは公表しておりません。今後は、固定資産台帳に基づく複式簿記による新たな公会計制度に対応していくこととなりますので、ご指摘のような点も含めて、市民の皆様へ情報共有していくことを検討していかなければいけないと考えています。

○ 委員長

そろそろ時間の都合もありますので次に進みたいと思います。いつものように、これだけはというようなご意見、ご提案をお一人ずつお伺いしたいと思います。

○ 委員

前回も出たのですけれども、延べ床面積や敷地面積を考えると、学校の有効利用が必要だと思います。今回の資料の内容と重なるかもしれませんが、私が調べたもので北九州の中学校で温水プールを有料でやっているという面白い事例がありました。これはPFIでやっているのですが、東村山市でもいろいろな手法を取り入れて魅力ある施設をつくらないといけないと思います。

私の息子が演劇などをやっていたので、東村山に劇場をつくったらどうだと聞いたなら、「だめだね」の一言でした。どうしてと聞くと、シネコンでもあれば人は来るだろうけれども、シネコンで映画を見てその後の時間をどうするのか。その後に地藏堂とか北山公園まで行くかという距離がありすぎて行かない、つまりは魅力がないのだということです。ハコモノを単発で整備すると失敗するので、何か魅力ある東村山市の核になるものを設けてネットワークを組めるようにする必要があります。財政面も含めて民間の力を借りながら展開していくには、行政が主体になって魅力づくりをしていかないと先はないのかなと感じています。

○ 委員

先ほど少し申し上げましたけれども、地域交流施設関係は管理運営が統一されていない部分がありますので、統一してできるような形の組織をつくってもらえればと思っています。

○ 委員

どこかに、公民館は歩いて15分ぐらいにありますと書いてありましたが、車社会なので、恩多ふれあいセンターがないときは、秋津公民館も萩山公民館も中央公民館も決して近くなかったわけです。複合化したときに15分以内にたどり着ける人ばかりではないので、コミュニティバスが縦横に走る状況があつての複合化であれば利用可能であると感じています。

○ 委員

直接再生計画とは関係ありませんが、最近特に感じるのは、公共施設の建設工事についてです。比較的中規模程度までの施工であれば、地産地消ではないですが、なるべく地元優先でやっていただければ、その後の施設管理面などでの問題等が少なくなると思います。

○ 委員

地域の業者を育てるためにもなります。

○ 委員

大規模な施設についてははゼネコンが来てやるべき部分はありますが、中規模程度の施設や小さい施設であれば、ぜひとも地元の業者さんを使っていた方が、メンテナンスもよくやってくれますので、うまく活用していただくのがいいと思います。

○ 委員

公共施設の更新問題は東村山市だけではなくて、全国各地にある問題で皆さんが取り組んでいて、先ほどお伺いしましたように先行事例もあります。東村山市が再生計画でトップランナーになって有名になる必要は多分ないと思います。先行事例が成功したか失敗したかということをよく見て、勉強していただいて、それを参考にして東村山らしさを、東村山のまちづくりの方針と一緒に掛け合わせて考えていっていただきたいと思っています。

それから先ほど、もし歴史的建築物があったら、これも都市を構成する大事な要素だというお言葉があったのですが、歴史的建造物はないにしても、公共施設のデザインについても考えていく必要があると感じています。

この頃、気になっていろいろなところでお話ししているのですが、公共施設、特に学校は色が変わりました。きれいになったのですが、その色が私の感覚的には非常に良くありません。すごく大きい面積なので、これは都市を構成する大きな要素だと思っています。色が良くないと言ってすみませんが、市のイメージを伝えるデザインの一部になると思うので、簡単に決めないでじっくり協議して決めていただきたいと思っています。それも一つの再生だと思っています。

○ 委員

今のお話でいえば、学校の壁に対して、学校だけでなくもいいのですが、公共施設の壁面については、例えばコンテンポラリーアーティストを呼んで来て、子ども達と一緒に壁画を描くとか、それこそ色を塗り直してしまうとか、そういうことも再生の中に入れて考えてはどうかと思います。そこで子ども達と一緒に、作品ができていて、それがまちのランドマークになっていくことも考えられると思います。

それから、基本的には財政が厳しい中で、これは民間企業もまったく一緒ですが、資産をいかに圧縮していくかという観点から考えなければいけないということです。先ほどの 27 ページの「業務効率化に向けた主な取り組み」も、取り組みの方法については市に資産が残らないような形で取り組んでいったほうがいいと思います。サービスだけ購入するにすれば、そのサービスが必要なくなれば、やらなければならないということ。また、PFI を導入するにしても所有権をすぐに移転してしまうのではなくて、BOT 方式でやるなど、そういう方法を考えていただいたほうがいいと思います。

○ 委員長

ありがとうございました。それでは最後に私から、少しだけ気付いた点をお話します。まず、言葉の説明について少し足りないというご指摘が何点かあったようです。

けれども、私も感じたのは新しい公会計制度のところですか。これもどのようなものかということをやうまく表現した上で載せていただいたほうがよろしいかと思ひます。

それから、同じように指定管理者制度もまだ歴史の浅いものなので、それも民間企業にやっけていただく、あるいは地域コミュニティにやっけていただくといういろいろなパターンがあつて、統一的な見方はなかなかできていない状態があるので、そのへんももう少し説明をしてもらえればということを感じました。

行政と市民の役割分担のところでは委員からもご指摘がありました。財政的な面と現場の労働力というお話だつたと思ひます。これは市民協働という言い方が今はありますから、それをどのように入れ込んでいくのかというのは、いろいろな工夫があると思ひます。協働という概念で施設管理を考へていけることがあつてもいいと思ひました。

それと、9 ページの利用率の一覧表で「ほとんど利用しない」という数字が多く出ているところで、それでも施設の再生や整備をしていかねばいけないということをもう少し理論的にというか、理由付けをして述べられてもいいのではないかと思ひます。委員から「市民の目線」というご指摘があつたと思ひます。そういう目線で、さらに納税者という観点から見ていくと、利用しないならやらなくてもいいのではないかという人が必ず出てきますから。これは、その説明をどこかにうまく織り込んでいただければという気がしました。

それから、この計画の見直しについて 13 ページと 53 ページの文章の中で記載があります。これはいろいろな考へ方があると思ひますが、これだけ長いスパンの計画になると、当然、見直しは大きなテーマになってくると思われまふ。今のこういう時代ですから、バージョン 2、3 ということも世の中にいっぱいあるわけですか。ここも可能であれば計画の見直しということで項目立てをしてわかりやすく書いても、いつ頃にこういうことを見直すのだとか、こんな制度が変わりそうだから、見直しが必要かもしれないという記述があつてもいいのではないかと感じました。以上でございます。

#### ○ 委員長

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。ただいま頂きましたご意見も今後の基本計画策定の手助けになると思ひますので、事務局の方よろしくお願ひいたします。

それではここで、皆様からのご意見をお伺ひしたところで、総括として渡部市長よりご意見を頂きたいと思ひます。市長よろしくお願ひいたします。

#### ○ 市長

改めまして皆さん、こんばんは。今日は第 4 回の公共施設再生計画基本計画検討協議会を非常に熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。今日、いただいたご意見はかなり耳の痛いお話も多分にあつたのですが、それらを踏まえながら今後のパブリックコメント、あるいは市民説明会に臨んでいきたいと思ひております。

施設の集約化をした場合に、どれだけ多くの市民の皆さんが集まっけていただけるの

かという視点や、あるいは今、ふれあいセンター等は市民の皆さんに管理していただいています。その管理主体である市民組織が高齢化に伴ってだんだん弱体化している問題をどう考えるかということ、あるいはこれから公共施設の再生に伴ってデザインや色などそういう視点もどのように考えるということ等々、いろいろなご指摘をいただいたところでございます。それらを踏まえてより良い計画になるように再度ブラッシュアップしていきたいと考えているところでございます。

この協議会では基本的にはハコモノについてご議論いただいています。今後はライフライン系、特にうちはあまり大きくない市でありながら、市が管理している橋が104橋あります。お隣の小平市さんのほうが広いのですが、小平市さんは大体30橋ぐらいでございます。これらの安全性能をどのように維持していくのか、あるいは道路も然りです。それから上水道は東京都の管轄になりますが、下水道も平成7年度に市内全域に公共下水道が入って、そこから20年経過してきております。これらもどうしていくのかということがこれから非常に大きな課題になってきます。

その中で、今は基本的には建物についていえば耐震補強と外壁等をやって、あと10年ないし20年ぐらいは使用していこうということですが、いずれにしても、そのぐらいの期間の中で今後は建て替えの課題が出てきます。小中学校、中央公民館と本庁舎についてもここ数年の間に耐震化をするわけですけれども、それでももって15年とか20年のスパンになりますから、その後はどうするのかということはすぐに考えていかないと、多分、いろいろなご意見が出てなかなか話がまとまらないだろうと思います。

そのときに考える指針としては、今、いろいろとご議論いただいた再生計画の基本計画の考え方に基づいて進めていくことになろうかと思えます。ここをしっかりといただくことが、これからの東村山市の公共施設のあり方として非常に重要なところであると思っております。

また、いただいたご意見に基づいてブラッシュアップして、再度、広く市民のご意見をいただいて、最終の計画に仕上げたいと思っておりますので、引き続きのご指導、ご協力をお願いしまして、私からのご挨拶にさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

### 3. その他

#### ○ 委員長

続きまして、次第「3. その他」について事務局より説明をお願いいたします。

#### ○ 事務局

それでは事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

1点目ですが、基本計画を本日お示しいたしました案に関するパブリックコメント、意見募集につきましては期間を2月27日の金曜日から3月19日の木曜日までの3週間で実施いたします。また、並行して市民向けの説明会を市内5カ所の公共施設において開催しますので、併せてご案内いたします。これらにつきましては、市報の2月15日号、および市のホームページ等で周知させていただいたところでございます。



2点目は次回協議会の日程でございます。次回の第5回検討協議会は、3月27日の金曜日、午後6時からを予定しております。場所は本日と同じ市民センター第4会議室でございます。内容としましては、市民説明会とパブリックコメントからいただいたご意見のご報告等を予定しておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。連絡事項は以上となります。

○ 委員長

以上で、本日予定していた内容につきましては、すべて終了しました。

4. 閉会

○ 委員長

それでは、最後になりましたが、閉会のご挨拶を小林経営政策部長より、お願いいたします。

○ 経営政策部長

本日は夜間のお忙しいところ、また、足下の悪い中お集まりいただきまして、いろいろな立場、いろいろな角度から、この計画案に対してご意見をいただきまして本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

市長からもありましたように、今後広くパブリックコメントや市民説明会を行いまして、市民からの意見も含めて、それらをまとめて最終的な案に整えて参りたいと考えております。

先般、行財政改革審議会がございました。そこでは公共施設の内容を議論したわけではございませんけれども、集会所施設の今後のあり方等の検討の中で、ある委員からは、一つの施設に一つの機能という時代ではないし、今後も公的には維持しきれないだろうというご意見が出されておりました。それらにつきましては、現在、この公共施設再生計画基本計画検討協議会の場でいろいろな委員さんからご意見をいただいてまとめる予定ですという報告をさせていただきました。そういうこともございますので、残り回数もいよいよ大詰めになって参りましたが、引き続きご指導をいただくことをお願いしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○ 委員長

以上をもちまして、第4回東村山市公共施設再生計画基本計画検討協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。